

平成27年度における国立研究開発法人理化学研究所の 中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

理研は、平成27年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約228.5億円、比率が56.6%になるよう努めるものとする。平成26年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約201.7億円、比率が50.2%で、平成25年度は、約293.0億円、比率が55.2%であった。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

理研は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域の官公需相談窓口（仙台）において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等（工事及び役務を含む。）の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

和光事業所経理部契約課、横浜事業所研究支援部契約課などの契約担当部署を置いている地区ごとに「官公需相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、受注機会の増大に努めるものとする。

4 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等（工事及び役務を含む。）の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分に対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとする。

物件等（工事及び役務を含む。）の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

物件等（工事及び役務を含む。）の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあたっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定となならないように配慮するものとする。

5 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

少額の随意契約による場合であって、小規模事業者を活用することが契約内容に履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

7 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大

中小企業官公需特定品目（繊維、外衣・下着類、その他の繊維、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注に際し、少額随意契約による場合等に中小企業・小規模事業者から見積を取得する等受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

8 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の随意契約による場合には、各地区の所在地域内の中小企業・小規模事業者より見積を取得するよう努めるものとする。

9 ダンピング受注の防止対策

役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

理研は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、新規中小企業者からも見積を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

和光事業所経理部契約課、横浜事業所研究支援部契約課などの契約担当部署を置いている地区ごとに「官公需相談窓口」を設置し、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、理研の全ての地区に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、本部に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各契約担当部署に対し改善策を指示する。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

- 本部長 (和光地区)：本部 財務部契約調整課長
本部員 (和光地区)：和光事業所 経理部契約課長
(筑波地区)：筑波事業所 研究支援部経理課長
(横浜地区)：横浜事業所 研究支援部契約課長
(大阪地区)：大阪研究支援課長
(神戸第1地区)：神戸事業所 研究支援部経理課長
(神戸第2地区)：計算科学研究機構 研究支援部経理課長
(播磨地区)：播磨事業所 研究支援部契約課長
(仙台地区)：仙台研究推進室長

(事務局：財務部 契約調整課)

なお、本部員には、必要に応じて各契約担当部署の長を追加することとする。